

「中之条町総合計画 第7次構想」デザイン・印刷製本業務

公募型プロポーザル実施要領

中之条町

「中之条町総合計画 第7次構想」デザイン・印刷製本業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「中之条町総合計画 第7次構想」の策定にあたり、誰もがわかりやすく、共有される計画となるよう計画書本編及び概要版を作成するため、公募型プロポーザル方式により受託者を選定することについて、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

「中之条町総合計画 第7次構想」デザイン・印刷製本業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「中之条町総合計画 第7次構想」デザイン・印刷製本業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

(4) 提案上限額

2,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 事務局

中之条町 地域共創課 企画・デジタル戦略係

〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091

電話 0279-75-8837（直通）FAX 0279-75-6562

電子メール [ki\\_chousei@town.nakanojo.gunma.jp](mailto:ki_chousei@town.nakanojo.gunma.jp)

4 選定方式

「中之条町総合計画 第7次構想」デザイン・印刷製本業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等の書面審査を実施し、提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって選定する。

5 参加資格要件

以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 中之条町での「物品・役務」の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

## 6 参加資格要件確認基準日

町が参加申込書を受理した日から、参加事業者と業務委託契約を締結するまでの間とする。

## 7 選定スケジュール

内 容	時 期
公募期間（企画提案実施要領等のホームページ掲載）	令和7年8月6日(水)から9月9日(火)
質問書の提出期限	令和7年8月28日(木) 17時
質問書の回答日	令和7年9月1日(月)までに電子メールにて回答
参加申込書・企画提案書等の提出期限	令和7年9月9日(火) 17時
審査	令和7年9月12日(金)頃予定
審査結果通知日	令和7年9月16日(火)頃予定

## 8 質問の受付と回答

本業務及びこのプロポーザルの内容に関する質問の方法は、電子メールのみとする。質問票（様式1）に必要事項を記入し、電子メールで提出してください。電子メールの表題を「総合計画プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

### (1) 提出期限

令和7年8月28日(木) 17時まで

### (2) 提出先

ki\_chousei@town.nakanojo.gunma.jp（事務局）

### (3) 回答方法

回答は、質問のあった事業者へ個別に電子メールで回答する。また、全ての質問に対して令和7年9月1日（月）に、中之条町公式ホームページにて公表する。なお、選定に公平を保てない質問については回答及び公表しないことがある。

## 9 プロポーザルの参加手続き（参加申込書・企画提案書等の書類提出）

参加者は、以下のとおり選考に必要な書類を持参又は郵送により提出すること。

### (1) 提出期限

令和7年9月9日(火) 17時

郵送の場合は必着。書留等、記録が残る方法で郵送すること。

### (2) 提出先

中之条町役場 地域共創課 企画・デジタル戦略係 総合計画プロポーザル担当

〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091

電話 0279-75-8837

### (3) 提出書類・部数

①参加申込書（様式2） 1部

②事業者概要書（様式3） 1部

③業務実績調書（様式4） 1部

④業務実施体制調書（様式5） 1部

⑤企画提案書（任意様式）

紙媒体 12 部

電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 1 部

⑥業務工程予定表（任意様式） 1 部

⑦見積書（価格提案書）（任意様式） 1 部 ※積算内訳がわかるもの

（4）企画提案書の作成

企画提案書は、「仕様書」を確認の上、以下の事項に基づいて作成すること。

①作成上の留意事項

- ・用紙サイズはA4を基本とする。
- ・1者1提案までとする。
- ・提案上限価格の範囲内で行うことを前提として作成すること。
- ・提案者名（事業者名）を表記しないこと。

② 提出物

- ・表紙及び裏表紙のデザイン案
- ・参考資料「中之条町総合計画 第7次構想」（案）P. 2～3 のデザイン案
- ・参考資料「中之条町総合計画 第7次構想」（案）P. 16～17 のデザイン案
- ・参考資料「中之条町総合計画 第7次構想」（案）P. 20～21 のデザイン案
- ・必要により上記ページ以外のデザイン案（任意）
- ・デザイン案に係るコンセプト及びアピールポイントをA4用紙1枚以内にまとめること。  
なお、様式集に参考様式1を掲載しているが、独自様式も可とする。
- ・コンセプトについては、参考資料「中之条町総合計画 第7次構想」（案）P. 16～17 に記載している将来像・基本理念・重点目標に留意すること。
- ・仕様書に記載の紙質以外を使用する場合は、品名・メーカー・型番・規格等を記入し提出すること。なお、様式集に参考様式2を掲載しているが、独自様式も可とする。また、用紙メーカー発行のカタログ等及び用紙の見本を提出すること。

10 審査について

（1）選定方法

提出された企画提案書等の内容を委員会において審査し、本業務の内容に最も適すると認められる者を選定する。

（2）評価

評価は、別表「選定評価基準表」の「基本要件評価点」・「企画提案評価点」・「価格評価点」の合計点が最高得点であった者を契約予定事業者（優先交渉権者）として選定する。また、次に得点が高かった者を次点の交渉権者として選定する。同点の者があった場合は、「企画提案評価点」の高い者を上位とする。

契約予定事業者（優先交渉権者）が何らかの理由により契約を締結できなかった場合は、次点の者を契約予定事業者とする。

11 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、優先交渉権者及び次点の交渉権者にのみ文書にて通知する。
- (2) 審査結果は、中之条町ホームページで公表する。

## 12 契約の締結

- (1) 契約予定事業者に選定された事業者は、中之条町と協議の上、契約に必要な書類を整え、速やかに契約を締結するものとする。
- (2) 提出書類等は、本業務を受託する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれた内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、中之条町と受託者の協議により提案の内容を変更することがある。

## 13 参加事業者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格となります

- (1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
- (2) 提出書類の提出方法、提出期限等に適合しない場合
- (3) 提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 提出図書を盗用した疑いがあると事務局が認めた場合
- (6) 複数の企画提案書を提出した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) その他、委員会が不適格と認めた場合

## 14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の様式については、別紙「様式集」のとおりとする。
- (3) 参加者が1者のみであっても審査を行い、評価基準を満たす場合においては、その者を優先交渉権者とする。
- (4) 提出書類は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (5) 提出書類に関して事務局より電話での問合せ、追加資料等の提出を求められた場合は、速やかに回答すること。
- (6) 受付期間終了後の提出書類の修正及び変更は基本的に認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、中之条町情報公開条例（平成17年中之条町条例第4号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 別表

選定評価基準表

	評価項目	評価基準（視点）		配点
基本要件評価	実施体制	①	安定的に業務を遂行する実施体制となっているか。	10
	業務実績	②	これまでに十分な受託実績があるか。	10
企画提案評価	企画力・表現力	③	コンセプトが明確に示されているか。 見やすく、分かりやすいレイアウトとなっているか。 ユニバーサルデザインの視点から、高齢者や障がい者などにも配慮したものになっているか。	25
		④	中之条町の地域特性をアピールするような工夫が見られるか。 イメージアップにつながるデザインとなっているか。	25
	業務理解度	⑤	業務の目的及び内容を的確に把握・理解しているか。	10
価格評価	価格	⑥	最低提案価格を基準価格とし、点数を配分する。 価格評価点 = (基準価格 ÷ 各者提案価格) × 20 点 小数点以下切捨てとする。	20
	評価点			100